

暴風警報や特別警報等の発表時における研修等の取扱いについて

午前7時の時点で、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合には、午前中または全日開催予定の研修等を中止します。

午前11時の時点で、次に掲げる様態及び規模の災害等が発生した場合については、午後開催予定の研修等を中止します。

ア 大阪市に「暴風警報」または「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合

イ 淀川の河川氾濫の「避難準備」「高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発表された場合

イ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。また、地震に係る「警戒宣言」が発表されている場合

※上記ア～ウ以外に大阪市災害対策本部が設置され、災害本部長（市長）から指示があった場合はその指示に従うことになります。その際の取扱いについては、別途保育・幼児教育センターのホームページに掲載します。

※研修受講中に警報が発表された場合の取扱いについては、その時点で判断します。なお、上記の理由で研修等を休講した場合、その後の取扱いについては別途通知します。

担当：大阪市保育・幼児教育センター 研修担当
TEL：06-6952-0177 TEL：06-6952-0178